

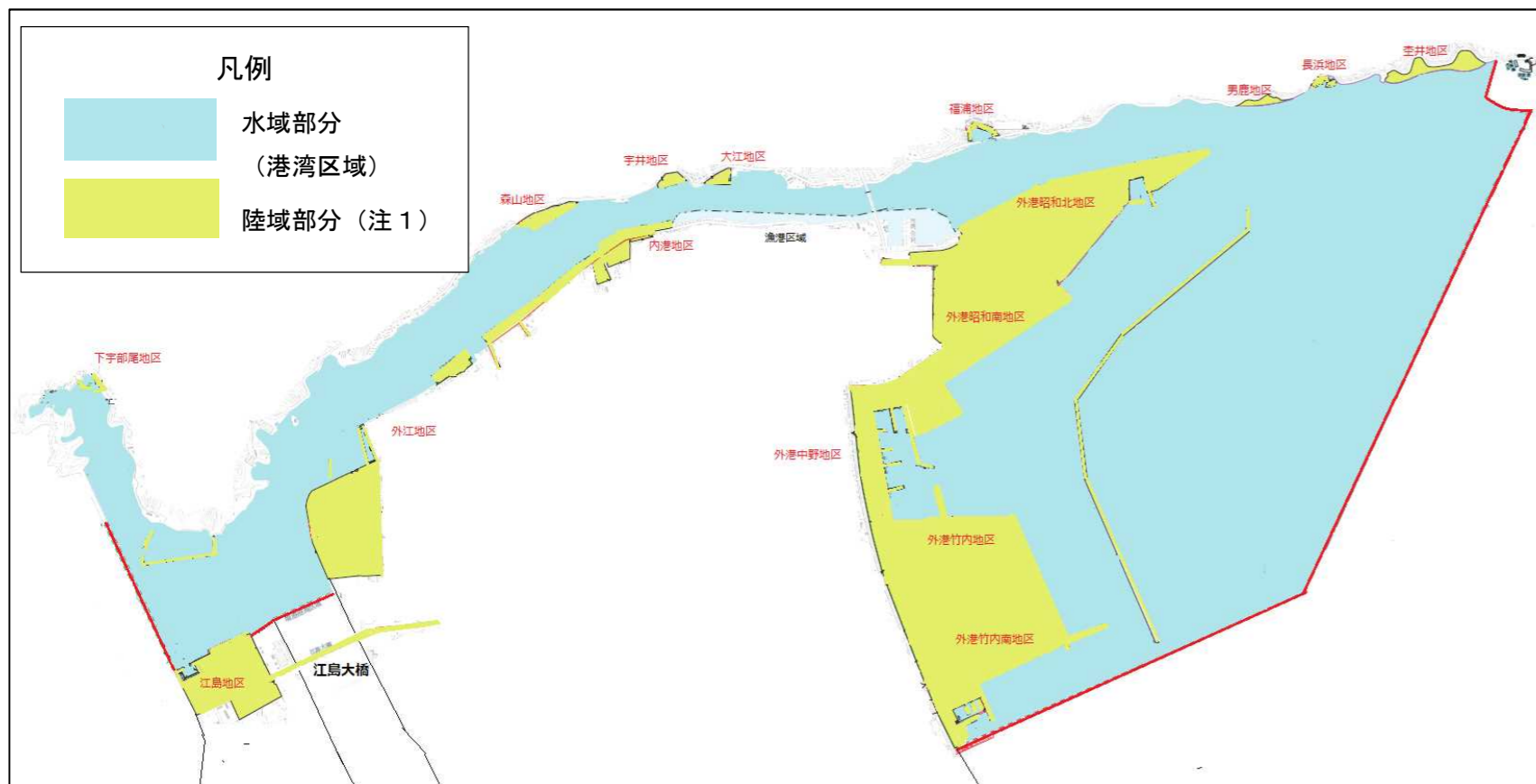
# 船舶や車両等の放置は禁止！

～ 環境を守り、みなさんが安心して利用できる境港のために、ルールを守って港を利用しましょう ～

- ・ 境港では、船舶や車両等の放置・投棄対策を講じ、境港の港湾利用の秩序を確保することを目的に、港湾法の規定により「**放置等禁止区域**」及び「**放置等禁止物件**」を指定しました。(令和4年4月11日から適用)
- ・ 放置艇(無許可係留)、放置車両、不法投棄等は、港湾の利用や維持管理に支障を及ぼし、近隣の生活環境や景観の悪化にもつながる迷惑行為です。
- ・ 支障となる放置物件を発見したときは、境港管理組合へ御連絡ください。
- ・ 違反した者には罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)が適用されます。また、放置物件は、代執行による撤去等の対象となります。

## ● 放置禁止区域

- 境港港湾区域の全域
- 境港管理組合が所有又は管理する港湾施設の全域



## ● 放置等禁止物件 (注2)

- 船舶
- 車両
- いかだ
- 土石
- 竹木
- 資材類
- コンテナ
- 工作物

< 放置物件の例 >



◀ 係留施設ではない場所(防波堤や護岸)への船舶の係留



◀ ふ頭用地に使用されていない船舶を長期間放置



◀ 緑地駐車場に車検切れの車両を長期間放置

注1) 陸域部分として示す範囲は、港湾法が適用される土地(港湾隣接地域及び臨港地区)又は港湾施設の区域です。放置等禁止区域として規制対象となる区域は、陸域部分として示す範囲内にある境港管理組合が所有又は管理する港湾施設に限られます。

注2) 列挙する物件に類似するものであって、港湾の利用や管理などの支障となるものは、規制対象となります。

(問合先) 境港管理組合 港湾管理委員会事務局

所在地: 鳥取県境港市大正町215 みなとさかい交流館3階

電話: 0859-42-3706 ファクリミリ: 0859-42-3735